## 名古屋市立平針北小学校PTA規約

第1章 名称•所在地

第1条 この会は平針北小学校PTA(平成元年4月1日設立)と称し、 事務局を平針北小学校(名古屋市天白区平針1丁目501番地)に置く。

第2章 目的

第2条 この会は保護者と教職員が協力し、学校と家庭と社会における児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第3章 活動

- 第3条 この会はその目的を達成するため、次の活動を行う
  - 1. 家庭と学校との緊密な連絡により児童の健全な成長をはかる。
  - 2. 学校や地域の教育環境の向上をはかる。
  - 3. 会員相互の研修をはかる。
  - 4. その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第4章 会員

第4条 この会の会員は平針北小学校児童の保護者ならびに教職員とする。

第5章 役員

- 第5条 この会の役員は次のとおりとする。
  - 1. 会 長 1名(保護者) 会長は会の代表となり、会務を統括する。
  - 副会長 1名(保護者)
    会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。
  - 3. 会計 2名(うち1名は教職員) 会計を行い、総会において決算報告をする。
  - 活動サポーター 若干名

運営の実質的作業を行う。

周年行事や天白区当番校等、役員の負担が多くなることが予想される場合には、必要に応じ人数を増やすことができる。

- 第6条 役員の選出は次のように行う。
  - 1. 次期役員の選出は、役員会にて選考し、総会において承認を得る。
  - 2. 副会長は、会長が委嘱する。
  - 3. 再任および継続は妨げない。
- 第7条 役員の任期は1年とする。欠員を生じた場合は補充することができる。 その任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 この会に参与をおく。参与は学校長がなり、この会の運営等について助言する。
- 第9条 この会に、顧問(前役員)をおくことができる。

第6章 会計監査

- 第10条 この会に2名の会計監査を置く。
  - 1. 会計監査は会員にして役員等から選出され、総会において 承認されなければならない。
  - 2. 任期は1年とし、その年度の経理を監査する。

第7章 機関と運営

第11条 この会に次の機関を置く。

総会 役員会

- 第12条 総会は全会員をもって構成する。この会の最高議決機関である。 毎年1回以上開催し、事業報告・決算報告と監査報告の承認、 事業計画案・予算案の審議・決定、役員の選出・承認を行う。
- 第13条 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数の賛成によって議決する。
- 第14条 役員会は、役員・学校長で構成し、任務は次の通りとする。
  - 1. 年間計画、事項の審議
  - 2. 年間予算案を審議
  - 3. 総会に提出する報告書を作成
  - 4. PTA運営に関する諸事項を審議・検討
  - 5. 本会の目的を遂行するために、活動の参加者を募集し依頼
    - ・ 学校教育の向上に協力する活動

- ・会員の研修、教養、福利厚生に関する募集
- PTAの広報活動
- 児童の校外における生活の善導に努める事業

第8章 会計

- 第15条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁 する
- 第16条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行い、 決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。
- 第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第9章 付則

- 第18条 この会は、区PTA連絡協議会・名古屋市立小中学校PTA協議会および日本PTA全国協議会に加盟する。
- 第19条 学校長・役員はどの会議にも出席し、意見を述べることができる。
- 第20条 この会の運営に関し、必要な事項は細則に定める。細則改正はこの会の規約に 反しない限り、役員会で議決できる。

第10章 規約の承認・改正

第21条 この規約は、総会において出席者の過半数以上の賛成があれば、改正できる。 なお、改正案は前もって全会員に知らせておかなければならない。

付則	平成	元年	5月	2日制	定・施行
付則	平成	2年	4月2	6⊟	改正
付則	平成	7年	5月	2⊟	改正
付則	平成1	2年	5月	2⊟	改正
付則	平成1	3年	4月2	3⊟	改正
付則	平成1	4年	4月	1⊟	改正
付則	平成1	6年	4月2	7⊟	改正
付則	平成2	4年1	2月	1⊟	改正
付則	令和	2年1	1月	1⊟	改正
付則	令和	5年	2月	1⊟	改正